

那須塩原市都市公園施設  
指定管理者募集要項  
(黒磯公園ほか37施設)

令和6年6月  
那須塩原市建設部保全管理課

那須塩原市は、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年那須塩原市条例第 230 号）第 2 条の規定により、次のとおり当該施設を管理する指定管理者の候補者を募集する。

## I 対象施設の概要

### 1 名称及び所在地

次の施設全てを一括で管理運営すること。（詳細については、別紙 1「那須塩原市都市公園施設概要」を参照）

番号	施設名称	所在地
①	黒磯公園	那須塩原市桜町 1-3
②	那珂川河畔公園	那須塩原市黒磯 365-1
③	東那須野公園	那須塩原市沼野田和 493-1
④	山中新田児童公園	那須塩原市山中新田 53-36
⑤	とようらコミュニティ公園	那須塩原市東豊浦 23-1
⑥	厚崎さわやか広場	那須塩原市上厚崎 464-1
⑦	沓掛二丁目公園	那須塩原市沓掛二丁目 4
⑧	前弥六南町公園	那須塩原市前弥六南町 4
⑨	沓掛三丁目公園	那須塩原市沓掛三丁目 4
⑩	方京一丁目公園	那須塩原市方京一丁目 4
⑪	方京二丁目公園	那須塩原市方京二丁目 14-5
⑫	方京三丁目公園	那須塩原市方京三丁目 4
⑬	大原間西一丁目第一公園	那須塩原市大原間西一丁目 4
⑭	大原間西一丁目第二公園	那須塩原市大原間西一丁目 19-3
⑮	いなむらふれあい公園	那須塩原市埼玉 8-379
⑯	戸田水辺公園	那須塩原市戸田 7-17
⑰	沓掛一丁目公園	那須塩原市沓掛一丁目 9-1
⑱	大原間西二丁目公園	那須塩原市大原間西二丁目 4-3
⑲	烏ヶ森公園	那須塩原市三区町 636
⑳	乃木公園	那須塩原市石林 800
㉑	那須開墾社第二農場歴史公園	那須塩原市三区町 658
㉒	井口公園	那須塩原市井口 1242-10
㉓	大山公園	那須塩原市下永田 2 丁目 3
㉔	南町児童公園	那須塩原市南町 4-301

②⑤	西那須野駅前公園	那須塩原市永田町 1-87
②⑥	一本杉緑地	那須塩原市西栄町 889
②⑦	狩野緑地	那須塩原市三島 1 丁目 15 - 1
②⑧	三小前緑地	那須塩原市三島 2 丁目 11-9
②⑨	乃木緑地	那須塩原市新南 693-61
③⑩	疏水パーク	那須塩原市西大和 190-19
③⑪	西朝日町緑地	那須塩原市西朝日町 2-23
③⑫	八汐第一公園	那須塩原市塩原 2477
③⑬	八汐第二公園	那須塩原市塩原 2357
③⑭	今井公園	那須塩原市塩原 2638
③⑮	関谷中央公園	那須塩原市関谷 2042
③⑯	関谷第一公園	那須塩原市関谷 2007-1
③⑰	関谷第二公園	那須塩原市関谷 2020-1
③⑱	関谷第三公園	那須塩原市関谷 2060

## 2 施設の設置目的

都市公園は、都市環境の改善、都市の防災性の向上のほか、市民の活動の場、憩いの場、豊かな地域づくり・活性化の場などとして利用することを目的に設置されている。

## 3 実績

### (1) 指定管理料（令和 3 年度～令和 5 年度）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	計
67, 117, 000 円	70, 156, 000 円	70, 356, 000 円	207, 629, 000 円

### (2) 公園内行為許可申請件数（令和 3 年度～令和 5 年度）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	計
65 件	74 件	100 件	239 件

## II 管理運営の条件

### 1 管理の基本方針

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的扱いをしないこと。
- (3) 利用者や地域住民の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上

に努めること。

- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。

## 2 管理の基準

別紙「那須塩原市都市公園施設指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする。（詳細については、仕様書のとおり。）なお、指定管理者が、指定管理業務を一括して第三者に委託することは認めないが、部分的な業務について、専門の事業者にも再委託することは可能とする。

### (1) 施設、設備の運営に関する業務

- ① 利用の受付、許可、取消し及びその他都市公園施設の利用に関する事
- ② 使用料の徴収及び収納に関する事
- ③ その他運営に伴う業務

### (2) 施設、設備の維持管理に関する業務

- ① 施設、設備の維持保守管理に関する事
- ② 施設、設備の修繕に関する事
- ③ 備品等の保守管理に関する事
- ④ 付帯施設・設備、駐車場の維持保守管理に関する事

### (3) その他業務

- ① 事業報告書等の作成
- ② 個人情報保護等の措置
- ③ 建設部保全管理課等関係機関との連絡調整
- ④ その他日常業務の調整

### (4) 損害賠償等

- ① 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する当該施設又は当該施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
- ② 指定管理者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。
- ③ 指定管理者による損害賠償の履行を確保するため、必要な保険（施設賠償責任保険等）に加入しなければならない。詳細については別途協定書にて定める。

## 4 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間を予定）

- (1) 指定の期間は、議会の議決を経て、正式に確定する。
- (2) 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例 9 条第 1 項の規定に基づき、指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適切でないと認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。
- (3) 指定管理開始日から円滑に業務を遂行できるように、指定管理開始前の必要な期間内に、市や現指定管理者から業務内容等の引継ぎを受け、必要な人員や物品等を確保し、管理人等への研修を実施しなければならない。なお、これに要する費用は指定管理者が負担するものとする。

## 5 指定管理料

### (1) 指定管理料の基準額

指定期間 3 年間の指定管理料の提案上限額は、225,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この上限額を超えた提案者は失格とする。

また、提案額は指定期間における指定管理料の上限額とし、各年度の指定管理料は指定管理者の提案額を基準に、市と指定管理者が協議を行い年度ごとに決定する。

なお、各年度の指定管理料決定のための協議の際に、指定管理者による管理運営の水準が、募集要項、仕様書、事業計画書、協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがある。減額の基準・手続等については、協定で定める。

【参考】別紙 2 管理経費積算内訳（P22）

### (2) 施設使用料の取扱い

施設の利用に際して利用者が支払う使用料は、市の歳入とする。また、指定管理者は自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条に基づく使用料徴収事務を代行し、徴収した使用料を市へ納入するものとする。なお、本業務に当たっては、別途、使用料徴収（収納）業務委託契約を締結するが、委託料は指定管理料に含むこととし、別途の支払は行わない。

### (3) 修繕費の取扱い

修繕費は、1 件当たりの見積額が 30 万円以下の場合は指定管理者が負担し、30 万円を超える場合は市が負担するものとする。なお、年間修繕料（年間 200 万円）を超えることとなる場合又は資本的支出に該当する修繕の場合は、市の負担において修繕するよう協議することができる。

### (4) 樹木伐採費の取扱い

樹木の伐採は、1 件当たりの見積額が 50 万円以下の場合は指定管理者が負担し、50 万円を超える場合は市と協議の上進めること。なお、いずれの場合においても伐採する際には、事前に市と協議すること。

(5) 支払方法

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者からの事業報告書と請求書の提出に基づき分割して支払う。なお、支払方法・回数等については市と指定管理者で協議の上定める。

### Ⅲ 申請の手続

#### 1 申請書の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月31日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出先 那須塩原市建設部保全管理課  
住所：〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2  
電話：0287 - 74 - 2620  
FAX：0287 - 62 - 7224  
E-mail：hozenkanri@city.nasushiobara.tochigi.jp
- (3) 提出方法 上記の提出先に持参又は郵送すること。なお、電子データについては、PDFデータをCD-ROMに保存して提出すること。
- (4) 提出部数 紙媒体4部（正本1部、副本3部）  
及び提出書類一式の電子データ（副本1部）

#### 2 申請資格等

指定管理者の指定申請を行う者（共同事業体による申請にあつては、全ての構成団体）は、次の資格を満たすことを要する。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（選定委員会で決定事項）
- (2) 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
  - ① 法律行為を行う能力を有しない者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者
  - ③ 自治法施行令第167条の4の規定により本市における一般入札等の参加を制限されている者
  - ④ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - ⑤ 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1号、第5号又は第6号に該当する者
  - ⑥ 国税又は那須塩原市の市税を滞納している者
- (3) 次のいずれにも該当する団体であること。
  - ① 施設の運営が利用者の平等利用を確保することができる団体であること。
  - ② 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる団体であること。

- ③ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。

### 3 提出書類等

(1) 申請にあたっては、次の書類を提出すること。所定の様式に記入しきれない場合は、適宜書類を追加すること。

- ① 指定申請書（様式第1号）
- ② 当該施設の事業計画書（様式第2号）
- ③ 当該施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
- ④ 法人の定款その他の根本規則の写し及び履歴事項全部証明書（法人である場合に限る。）
- ⑤ 当該団体の直近3ヵ年の決算書（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- ⑥ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- ⑦ 国税及び那須塩原市税（市内に事業所を有する場合に限る。）の納税証明書
- ⑧ 共同事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状（参考様式）
- ⑨ 指定管理実績調書
- ⑩ その他、市が提出を求めた書類

(2) 申請に当たっては次の事項に留意すること。

- ① 提出書類の変更の禁止  
提出期限後においては、提出書類の内容変更は原則認めない。
- ② 虚偽の記載をした場合の失格  
提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする場合がある。
- ③ 提出書類の取扱い  
提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ④ 申請の辞退  
書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ⑤ 提出書類の著作権及び公表  
提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類について、市は、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ⑥ 費用負担  
申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。
- ⑦ 追加書類の提出  
市は、提出された書類を補足する資料の提出を求める場合がある。
- ⑧ 重複申請の禁止  
共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと又は、単独の申請者となっていないこと。

#### 4 公募説明会等

申請方法、申請書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を次のとおり開催する。なお、説明会の出席は任意とし、指定申請の要件ではない。

- (1) 日時：令和6年7月10日（水） 9時30分～
- (2) 場所：那須塩原市役所 本庁舎会議室
- (3) 申込期限：令和6年7月5日（金）午後5時まで
- (4) 参加人数：1団体2名以内
- (5) 申込方法：別紙3 公募説明会参加申込書に必要事項を記入し、Ⅲ 申請の手続1(2)提出先へ電子メールで送付すること。
- (6) その他：説明会の後、対象施設の見学会を行う。

#### 5 質問事項の受付

申請にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：令和6年7月1日（月）～7月12日（金）午後5時まで
- (2) 申請方法：別紙4 質問票に必要事項を記入し、Ⅲ 申請の手続1(2)提出先へ電子メールで送付すること。なお、電話、口頭による質問は受け付けない。  
申請を予定している全法人等を対象に回答するため、送付を希望する法人等は、質問受付期間中に、別紙4 指定管理者募集に関する質問票に必要事項を記載の上、提出すること。
- (3) 回答方法：電子メールにより令和6年7月19日（金）午後5時までに回答予定。

## IV ヒアリング・選定基準

応募団体に対するヒアリングを実施する。ヒアリング内容を基に那須塩原市指定管理者選定委員会で審査し、指定管理者候補者を選定する。

選定基準	審査項目	配点
1 施設の管理運営能力	(1) 申請団体の経営状況 財務状況、運営体制に問題がなく、指定管理期間中の業務の継続に不安がないか	10点
	(2) 管理運営に係る人的・物的体制 職員配置、組織体制の役割分担が明確化されており、かつ拠点施設からの支援体制等も万全か	20点
2 住民サービスの向上	(1) 利用者の平等な利用の確保 利用者の平等な利用と分かりやすい情報提供の工夫が見られるか	10点
	(2) 利用者に対するサービスの向上 利用者の満足度を向上させる具体的な取組が示されているか	15点
	(3) 施設の効果的な活用 公園の自然を保全し、かつ施設の魅力を最大限発揮できる取組が示されているか	10点
3 実績の有無	(1) 実績の有無 これまでに指定管理業務において、管理運営及び自主事業に十分な実績があるか	10点
4 管理経費の縮減	(1) 指定管理料の提案額 利用料金額は適正か、コスト削減のための工夫があり、かつ実現可能な収支計画か	25点

### 【ヒアリング日程】

- ① 実施日：令和6年8月21日（水） 9時30分～（予定）
- ② 時間：1団体につき30分を予定しており、申請者は20分程度で説明し、その後、質疑応答を10分程度予定している。
- ③ 場所：那須塩原市本庁舎会議室
- ④ 参加人数：1団体当たり5名以内とする。
- ⑤ その他：詳細については、申請を行った団体に別途通知する。

## V 選定結果及び指定の通知等

- (1) 選定結果については、応募全法人等に文書で通知する。なお、通知は令和6年10月下旬までに行う予定。
- (2) 指定管理者の候補者に選定された法人等は、自治法の規定に基づき議会の議決により確定し、議決後告示するとともに、文書にて指定及び不指定の通知を行う。

## VI 協定の締結

### 1 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、次に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

#### (1) 基本協定

指定期間全体(3年間)を通じて適用する事項については基本協定を締結する。

##### 【基本協定の主な内容(予定)】

- ① 管理業務の基本的項目(業務の内容、管理施設の範囲等)
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項(定期報告等)
- ⑥ 指定の取消し等に関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑨ その他

#### (2) 年度協定

年度(4月1日～翌年3月31日)ごとに取り決めるべき事項については、年度協定を締結する。

##### 【年度協定の主な内容(予定)】

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ その他

#### (3) その他

指定管理者が管理の開始前までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除できるものとする。

- ① 財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。
- ② 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

## 別紙 1

## 那須塩原市都市公園施設概要

## ①黒磯公園

所在地	那須塩原市桜町 1-3
施設面積	73,236 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 31 年 10 月 15 日
施設内容	<p>修景施設 芝生 11,000 m<sup>2</sup>、生垣 120 m<sup>2</sup>、築山 1,250 m<sup>2</sup>、その他の植栽部分 49,245 m<sup>2</sup>、ふれあい橋 575 m<sup>2</sup>、藤棚 3ヶ所、景石 3基</p> <p>休養施設 ベンチ 7基、野外卓 1箇所、シェルター 3基</p> <p>遊戯施設 ブランコ 2基、スイング遊具 1基、ジャングルジム 1基、肋木 1基、複合遊具 1基、幼児用体験遊具 3基、砂場 1箇所</p> <p>運動施設 鉄棒 1基、ゲートボール場 2面 748 m<sup>2</sup>、旧野球場（臨時駐車場として使用）8,252 m<sup>2</sup></p> <p>教養施設 陳列館（郷土館 155.6 m<sup>2</sup>、郷土資料館 152 m<sup>2</sup>、板倉 12 m<sup>2</sup>） （上記陳列館は教育委員会管理） 記念碑 4基</p> <p>便益施設 トイレ 2箇所、時計台 1基、手洗場 5箇所</p> <p>管理施設 車止め 10基、門 1箇所、柵 310m、管理事務所 1箇所 75 m<sup>2</sup>、倉庫 1箇所、物置 4箇所、照明施設 6基、ふれあい橋照明施設 5基</p>
特記事項	黒磯郷土館の管理運営（郷土館敷地 1,560 m <sup>2</sup> 含む）及びゲートボール場の貸出業務は教育委員会（黒磯公民館）へ委任のため除く

## ②那珂川河畔公園

所在地	那須塩原市黒磯 365-1
施設面積	71,623 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 56 年 3 月 31 日
施設内容	<p>修景施設 芝生 21,000 m<sup>2</sup>、花壇 200 m<sup>2</sup>、生垣 220 m<sup>2</sup>、築山 6,760 m<sup>2</sup>、その他の植栽 14,200 m<sup>2</sup>、水流 275 m<sup>2</sup>、池 3箇所 23,000 m<sup>2</sup>、石組み 4箇所、飛び石 5箇所、橋 11箇所</p> <p>休養施設 休憩所 2箇所、ベンチ 53基、野外卓 4箇所</p> <p>遊戯施設 ブランコ 2基、シーソー 1基、ラダー 1基、砂場 1箇所、傘型攀登棒 1基、スイング遊具 2基、ジャングルジム 1基、幼児用コンビネーション遊具 2基</p>

	<p>運動施設 プール3箇所、鉄棒2箇所 (プールは教育委員会管理)</p> <p>教養施設 石のステージ1箇所 200 m<sup>2</sup></p> <p>便益施設 駐車場1箇所 5,232 m<sup>2</sup>、トイレ3箇所、時計台1箇所 水飲み場5箇所、売店兼食堂1箇所、直売所1箇所 (売店兼食堂及び直売所は管理対象外)</p> <p>管理施設 車止め19基、柵680m、プール管理事務所1箇所、照明施設36基 (プール管理事務所は教育委員会管理)</p>
特記事項	<p>プール及びプール管理事務所(プール敷地、付帯設備含む)は教育委員会管理</p> <p>売店兼食堂、直売所は那珂川産直会、那珂川物産組合管理</p>

### ③東那須野公園

所在地	那須塩原市沼野田和 439-1
施設面積	103,500 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成13年3月30日
施設内容	<p>修景施設 アジサイの丘 30,000 m<sup>2</sup>、その他の植栽 20,000m</p> <p>休養施設 休憩所2箇所、ベンチ14基</p> <p>遊戯施設 コンビネーション遊具 1基</p> <p>教養施設 記念碑2箇所</p> <p>便益施設 駐車場2箇所(96台)、トイレ2箇所 水飲み場2箇所</p> <p>管理施設 車止め8基、照明施設8箇所</p>
特記事項	

### ④山中新田児童公園

所在地	那須塩原市山中新田 53-36
施設面積	300 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和60年3月25日
施設内容	<p>修景施設 植栽 140 m<sup>2</sup></p> <p>休養施設 ベンチ4基</p> <p>遊戯施設</p> <p>運動施設 鉄棒1箇所</p> <p>管理施設 車止め3基、柵75 m<sup>2</sup></p>
特記事項	

⑤とようらコミュニティ公園

所在地	那須塩原市東豊浦 23-1
施設面積	4,306 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 59 年 3 月 25 日
施設内容	<p>修景施設 芝生 200 m<sup>2</sup>、花壇 20 m<sup>2</sup>、生垣 120 m<sup>2</sup>、築山 330 m<sup>2</sup>、その他の植栽 300 m<sup>2</sup>、藤棚 1 箇所</p> <p>休養施設 休憩所 1 箇所、ベンチ 12 基、シェルター 1 基</p> <p>遊戯施設 コンビネーション遊具 1 基、砂場 1 箇所、ブランコ 1 基</p> <p>運動施設</p> <p>便益施設 トイレ 1 箇所、水飲み場 1 箇所</p> <p>管理施設 車止め 10 基、柵 277m、倉庫 1 箇所、照明施設 3 基</p>
特記事項	

⑥厚崎さわやか広場

所在地	那須塩原市上厚崎 464-1
施設面積	3,088 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 6 年 4 月 1 日
施設内容	<p>修景施設 庭園 803 m<sup>2</sup>、芝生広場 1,540 m<sup>2</sup>、流れ 45m、池 165 m<sup>2</sup>、燈籠 1 基</p> <p>休養施設 ベンチ 4 基</p> <p>便益施設 水飲み場 1 箇所</p> <p>管理施設 車止め 5 基、照明施設 9 基、水循環施設 1 式</p>
特記事項	占有物件 農業用排水路

⑦沓掛二丁目公園

所在地	那須塩原市沓掛二丁目 4
施設面積	2,000 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 25 年 8 月 1 日
施設内容	<p>休養施設 ベンチ 2 基</p> <p>管理施設 車止め 11 基、ソーラー式街路照明灯 2 基、ガードパイプ 56m</p>
特記事項	

⑧前弥六南町公園

所在地	那須塩原市前弥六南町 4
施設面積	1,500 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 25 年 8 月 1 日

施設内容	休養施設 ベンチ 1 基、天然記念物表示杭 1 基 管理施設 ネットフェンス 100m、車止め 2 基、ソーラー式街路照明灯 1 基
特記事項	市天然記念物「前弥六のツバキ」

⑨沓掛三丁目公園

所在地	那須塩原市沓掛三丁目 4
施設面積	1,501 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 25 年 8 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 1 基 管理施設 ネットフェンス 174m、車止め 2 基、ソーラー式街路照明灯 1 基
特記事項	

⑩方京一丁目公園

所在地	那須塩原市方京一丁目 4
施設面積	1,998 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	管理施設 車止め 2 基
特記事項	

⑪方京二丁目公園

所在地	那須塩原市方京二丁目 14-5
施設面積	1,583 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 2 基 管理施設 ネットフェンス 156m、車止め 2 基、止水栓 1 基
特記事項	

⑫方京三丁目公園

所在地	那須塩原市方京三丁目 4
施設面積	1,500 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	管理施設 ネットフェンス 102m、車止め 2 基
特記事項	

⑬大原間西一丁目第一公園

所在地	那須塩原市大原間西一丁目 4
施設面積	2,098 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	管理施設 ネットフェンス 150m、タイヤ柵 31m、車止め 3 基、仕切弁 1 基
特記事項	

⑭大原間西一丁目第二公園

所在地	那須塩原市大原間西一丁目 19-3
施設面積	498 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	管理施設 ネットフェンス 83m、車止め 1 基
特記事項	

⑮いなむらふれあい公園

所在地	那須塩原市埼玉 8-379
施設面積	8,433 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 5 年 11 月 7 日
施設内容	<p>修景施設 芝生 2,700 m<sup>2</sup>、花壇 191 m<sup>2</sup>、築山 239 m<sup>2</sup>、その他の植栽 1,807 m<sup>2</sup></p> <p>休養施設 休憩所 1 箇所、ベンチ 5 基</p> <p>遊戯施設 ボールスイング 1 基、複合遊具 2 基、ブランコ 2 基、スイング遊具 1 基</p> <p>運動施設 多目的広場 1,009 m<sup>2</sup></p> <p>教養施設 野外ステージ 146 m<sup>2</sup></p> <p>便益施設 トイレ 1 箇所、水飲み場 1 箇所、駐車場 947 m<sup>2</sup></p> <p>管理施設 車止め 15 基、柵 259m、浸透槽 4 基、照明施設 8 基</p>
特記事項	

⑯戸田水辺公園

所在地	那須塩原市戸田 7-17
施設面積	14,283 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 8 年 4 月 1 日
施設内容	<p>修景施設 芝生 1,200 m<sup>2</sup>、その他の植栽 4,568 m<sup>2</sup>、親水施設 1,900 m<sup>2</sup>、見晴らし台 900 m<sup>2</sup></p> <p>休養施設 休憩所 1 箇所、ベンチ 17 基</p>

	教養施設 記念碑 1 箇所、巻狩鍋展示場 1 箇所 便益施設 トイレ 1 箇所 水飲み場 2 箇所、駐車場 1 箇所 (27 台) 管理施設 車止め 1 基、照明施設 12 基、擁壁 1,056m 防護柵 347m
特記事項	

⑰沓掛一丁目公園

所在地	那須塩原市沓掛一丁目 9-1
施設面積	9,984 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 25 年 8 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 2 基 教養施設 記念碑 1 箇所 管理施設 ネットフェンス 261m、格子フェンス 182m、金網両開門扉 1 基、格子両開門扉 2 基、車止め 10 基、ソーラー式街路照明灯 2 基
特記事項	

⑱大原間西二丁目公園

所在地	那須塩原市大原間西二丁目 4-3
施設面積	9,999 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 25 年 8 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 6 基 教養施設 記念碑 1 箇所 便益施設 駐車場 (19 台) 管理施設 擬木柵 178m、格子柵 35m、車止め 3 基、樹木名看板 2 基
特記事項	

⑲烏ヶ森公園

所在地	那須塩原市三区町 636
施設面積	167,479 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
施設内容	修景施設 池 4,412.5 m <sup>2</sup> 、流水 66m、藤棚 4 箇所 休養施設 休憩舎 7 箇所、ベンチ 68 基、野外卓 10 箇所 遊戯施設 ザイルクライミング 1 基、ブランコ 1 基、雲梯 2 基、ジャングルジム 1 基、シーソー 2 基、動物置物 10 基、複合遊具 1 基、砂場 1 箇所 運動施設 鉄棒 1 基

	教養施設 野外ステージ 1 箇所、全国県木園 9,575 m <sup>2</sup> 、 烏森神社 162.5 m <sup>2</sup> 、石碑 4 箇所 便益施設 駐車場 3 箇所、水飲み場 8 箇所、便所 5 箇所 管理施設 管理棟 41.34 m <sup>2</sup> 、器具庫・車庫棟 40.58 m <sup>2</sup> 、貯水槽 245 m <sup>2</sup> 、公園灯 81 基、車止め 5 基、階段 8 箇所
特記事項	市指定史跡「烏ヶ森の丘」

⑩乃木公園

所在地	那須塩原市石林 800
施設面積	39,022 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 41 年 4 月 1 日
施設内容	修景施設 静沼 6,600 m <sup>2</sup> 、水車小屋 8.4 m <sup>2</sup> 、流水 457 m <sup>2</sup> 休養施設 ベンチ 16 基、四阿 1 基 運動施設 教養施設 野鳥観察小屋 7.2 m <sup>2</sup> 、乃木清水 1 箇所、ほこら 3 箇所 愛馬殿号の塚 1 箇所 便益施設 管理施設 公園灯 4 基、配電柱 6 本、車止め 4 基
特記事項	市天然記念物「乃木神社の樹林」

⑪那須開墾社第二農場歴史公園

所在地	那須塩原市三区町 658
施設面積	11,312 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 61 年 6 月 2 日
施設内容	修景施設 池 1 箇所、流水 1 箇所 休養施設 休憩舎 2 箇所、ベンチ 18 基 教養施設 解説板 1 基、記念碑 1 基 便益施設 水飲み場 1 箇所、野外卓 1 基 管理施設 車止め 6 基、案内板 1 基、井戸 1 箇所、縁石 1,130m
特記事項	市指定史跡「那須開墾社烏ヶ森農場跡」

⑫井口公園

所在地	那須塩原市井口 1242 - 10
施設面積	14,011 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 3 年 7 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 8 基 便益施設 水飲み場 1 箇所、便所 1 箇所

	管理施設 量水器 1 基、止水栓 2 基、照明灯 6 基、ハンドホール 6 基、引込柱 1 基、分電盤 1 基、擬石タイル舗装 186.6m 砂利舗装 1,206.6m、アスファルト舗装 933.4m、ダスト舗装 2,868.4m、車止め 11 基、階段 1 箇所、植樹柵 9 箇所、駐車場区割線 161m、フェンス 700.2m、タイル植樹柵 3 箇所、雑割縁石 1 箇所
特記事項	

③大山公園

所在地	那須塩原市下永田 2 丁目 3
施設面積	5,506 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 34 年 11 月 27 日
施設内容	休養施設 ベンチ 13 基 遊戯施設 コンビネーション 1 基、ブランコ 1 基 運動施設 鉄棒 1 基 教養施設 記念碑 1 箇所、慰霊塔 1 箇所 便益施設 便所 1 箇所 管理施設 公園灯 14 基、防護柵 165.6m、配電柱 1 基、量水器 1 基、止水栓 1 基、制水弁 1 基、縁石 400.8m、アップライト 12 基
特記事項	市指定天然記念物「大山参道のモミジ並木」

④南町児童公園

所在地	那須塩原市南町 4-301
施設面積	3,062 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 47 年 1 月 1 日
施設内容	修景施設 パーゴラ 1 基 休養施設 ベンチ 5 基、イス型ベンチ 6 基 遊戯施設 ブランコ 1 基、ラダー 1 基、チェーンネットクライム 1 基、スイング遊具 1 基、砂場 1 箇所、スベリ台 2 基、シーソー 1 基、動物置物 4 基 運動施設 鉄棒 1 基 便益施設 便所 1 箇所、水飲み場 1 箇所 管理施設 門柱 2 基、公園灯 3 基、金網フェンス 192.3m、配電柱 1 基、たたき 1,332 m <sup>2</sup> 、車止め 4 基、量水器 1 基、止水栓 1 基
特記事項	

②⑤西那須野駅前公園

所在地	那須塩原市永田町1-7
施設面積	534 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和63年11月1日
施設内容	修景施設 噴水池1箇所、モニュメント1基 休養施設 ベンチ5基 便益施設 便所1箇所、水飲み場1箇所 管理施設 園名板1基、公園灯3基、引込柱1基、分電盤2基、止水弁2基、金網フェンス17.6m、コンクリート壁40m、ILB舗装200 m <sup>2</sup> 、量水計1基
特記事項	

②⑥一本杉緑地

所在地	那須塩原市西栄町889
施設面積	448 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和63年11月1日
施設内容	修景施設 築山1箇所、芝126 m <sup>2</sup> 休養施設 ベンチ2基 便益施設 便所1箇所、水飲み場1箇所 管理施設 車止め8基、公園灯2基、ブロック壁33.5m、金網柵30.6m、量水器1基、止水栓1基、カラー舗装60 m <sup>2</sup> 、引込栓1基
特記事項	

②⑦狩野緑地

所在地	那須塩原市三島1丁目15-1
施設面積	156 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成17年1月1日
施設内容	休養施設 御影石ベンチ1基 便益施設 水飲み場1箇所、量水器1基、止水栓1基
特記事項	

②⑧三小前緑地

所在地	那須塩原市三島2丁目11-9
施設面積	1,021 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和63年11月1日

施設内容	修景施設 パーゴラ 1 基、芝 315 m <sup>2</sup> 休養施設 背合わせベンチ 1 基 便益施設 便所 1 箇所、水飲場 1 箇所 管理施設 車止め 3 基、公園灯 2 基、引込柱 1 基、金網柵 65.9m 縁石 103m、コンクリートブロック敷 22.2m、止水栓 3 基、量水器 1 基、
特記事項	

⑳乃木緑地

所在地	那須塩原市新南 693-61
施設面積	500 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 63 年 11 月 1 日
施設内容	修景施設 パーゴラ 1 基、駅ホーム 1 箇所、芝 163 m <sup>2</sup> 休養施設 ベンチ 3 基 便益施設 便所 1 箇所、水飲み場 1 箇所 管理施設 車止め 6 基、公園灯 1 基、地中埋込灯 4 基、駅名標 1 基、外柵 43m、擬木特柵 22m、縁石 68m、ポリカミック舗装 217 m <sup>2</sup> 、フチュラストーン舗装 57 m <sup>2</sup> 、芦野石舗装 95.6 m <sup>2</sup> 、止水栓 1 基、量水器 1 基
特記事項	

㉑疏水パーク

所在地	那須塩原市西大和 190-19
施設面積	1,895 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 3 年 7 月 1 日
施設内容	修景施設 水車 1 基、水門 1 基、池 2 箇所 休養施設 ベンチ 11 基 便益施設 便所 1 箇所、水飲場 1 箇所 管理施設 縁石 234.7m、円型側溝 16m、ILB 舗装 1,009 m <sup>2</sup> 、車止め 19 基、園銘灯 2 箇所、ポール灯 5 基、ポーチ灯 6 基、投光器 4 基、ハンドホール 1 基、井戸水槽 1 基、排水ポンプ 1 基、送水槽 1 基、分電盤 2 箇所、引込柱 1 基、コンクリートブロック敷 1,009 m <sup>2</sup> 、コンセント盤 2 基、量水器 1 基、止水栓 1 基、制水弁 3 基、橋 1 箇所
特記事項	

③①西朝日町緑地

所在地	那須塩原市西朝日町 2-23
施設面積	418 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 16 年 9 月 24 日
施設内容	休養施設 遊戯施設 ブランコ 1 基、スベリ台 1 基 運動施設 鉄棒 1 基
特記事項	

③②八汐第一公園

所在地	那須塩原市塩原 2477
施設面積	3,215 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 47 年 1 月 8 日
施設内容	休養施設 スツール 14 基 遊戯施設 ジャングルジム 1 基、シーソー 1 基、複合遊具 1 基、ブランコ 2 基、幼児用滑り台 1 基、砂場 1 基、幼児用体験遊具 2 基、幼児用スイング遊具 2 基 運動施設 鉄棒 1 基 便益施設 水飲み場 1 基、量水器 1 基、止水栓 1 基 管理施設 外灯 1 基、ネットフェンス 180 m、車止め 5 基
特記事項	

③③八汐第二公園

所在地	那須塩原市塩原 2357
施設面積	1,709 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	昭和 49 年 4 月 1 日
施設内容	修景施設 花壇 1 基 管理施設 ネットフェンス 120 m、車止め 1 基
特記事項	

③④今井公園

所在地	那須塩原市塩原 2638
施設面積	1,499 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 55 年 3 月 31 日
施設内容	休養施設 ベンチ 1 基 遊戯施設 砂場 1 基 便益施設 水飲み場 1 基、量水器 1 基、止水栓 1 基 管理施設 外灯 2 基、車止め 5 基

特記事項	
------	--

③⑤ 関谷中央公園

所在地	那須塩原市関谷 2042
施設面積	7,100 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 5 基 教養施設 記念碑 1 箇所 管理施設 案内板 2 基、バルブ 1 基
特記事項	

③⑥ 関谷第一公園

所在地	那須塩原市関谷 2007-1
施設面積	3,487 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 3 基 管理施設 案内板 1 基
特記事項	

③⑦ 関谷第二公園

所在地	那須塩原市関谷 2020-1
施設面積	2,500 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 3 基 管理施設 案内板 1 基、汚水柵 1 基
特記事項	

③⑧ 関谷第三公園

所在地	那須塩原市関谷 2060
施設面積	1,200 m <sup>2</sup>
供用開始年月日	平成 26 年 12 月 1 日
施設内容	休養施設 ベンチ 1 基 管理施設 案内板 1 基、汚水柵 1 基
特記事項	

## 別紙 2 管理経費積算内訳

(単位：千円)

項目	R7	R8	R9	合計額	内 訳
(1) 人件費	47,068	47,066	47,066	141,200	総括管理責任者 1 名、管理運営業務職員 3 名、現場作業員 16 名 ※法定福利費含む
(2) 旅費交通費	0	0	0	0	研修会旅費 等
(3) 通信運搬費	234	233	233	700	電話、切手、インターネット回線使用料 等
(4) 消耗品費	1,900	1,900	1,900	5,700	事務用、施設管理用、緑地管理用消耗品 等
(5) 備品購入費	200	200	200	600	事務用、作業用備品 等
(6) 修繕費	2,000	2,000	2,000	6,000	施設、設備、車両、作業機械等修繕 等
(7) 印刷製本費	34	33	33	100	パンフレット 等
(8) 燃料費	1,600	1,600	1,600	4,800	車両燃料、作業機械燃料、暖房燃料代 等
(9) 光熱水費	6,268	6,266	6,266	18,800	電気料、上下水道料、ガス代 等
(10) 使用料	34	33	33	100	NHK 受信料 等
(11) 賃借料	2,934	2,933	2,933	8,800	車両、パソコン、プリンタ、コピー機 等
(12) 手数料	3,234	3,233	3,233	9,700	し尿汲取り料、ゴミ処理料、車両等点検手数料 等
(13) 保険料	700	700	700	2,100	施設賠償、自動車保険 等
(14) 租税公課	268	266	266	800	印紙代、重量税 等
(15) 負担金	67	67	66	200	研修参加負担金 等
(16) 委託料	4,434	4,433	4,433	13,300	遊具点検、トイレ・トイレ浄化槽保守点検、トイレ建物・噴水池・流水地等清掃、高木伐採、樹木剪定・刈込み、草刈、パソコン・プリンタ・コピー機保守、ごみ処理 等
(17) 広告費	34	33	33	100	公園 PR 等広告掲載費 等
(18) 諸経費	4,300	4,300	4,300	12,900	事務費
合計	75,308	75,296	75,296	225,900	

## 公募説明会参加申込書

那須塩原市建設部保全管理課 行

E-mail : hozenkanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

- 申込期限：令和6年7月5日（金）午後5時まで
- 申込方法：本様式に記入の上、E-mail に添付して、上記メールアドレスに送付
- 説明会の参加は任意とし、指定の要件ではない。

案件名	那須塩原市都市公園施設（黒磯公園ほか37施設）
団体名	
所在地	
担当者	
E-mail	
TEL	

## 指定管理者に関する質問票

那須塩原市建設部保全管理課 行

E-mail : hozenkanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

- 受付期間：令和6年7月1日（月）～7月12日（金）午後5時まで
- 申込方法：本様式に記入の上、E-mail に添付して、上記メールアドレスに送付
- 回答方法：E-mail で令和6年7月19日（金）午後5時までに回答する予定。
- 質問がない場合でも、他法人等から出された質問の回答を希望する法人等は、この質問票を提出すること。
- 他法人等の質問に対する回答の配信希望 （ 有 ・ 無 ）

案件名	那須塩原市都市公園施設（黒磯公園ほか37施設）
No	質 問 事 項
団体名	
所在地	
担当者	
E-mail	
TEL	